

下 総 第 1 0 5 7 号
令和5年(2023年)7月19日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年2月5日付け監査報告第3号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、制度的な検討が必要な事項として意見のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 総務部資産経営課 〕

複数の課所室に係る事項について

〔意見〕

- (1) 今回を含めた定期監査の結果として、電柱等の支線や支柱を設置するために行政財産を使用させた場合に、下関市行政財産使用料条例には使用料を無料とする規定が見当たらず、また、減免の手続がなされていないにもかかわらず、使用料を徴収していないという事例が従前から多くの課所室で見受けられる。伺い文書や職員への聴取から、これらの事例は、下関市行政財産使用料条例の適用に関して、各課所室が次のような疑義のある解釈をしているために生じたと思料する。

疑義のある解釈の一つ目は、支線や支柱は本柱（電柱や電話柱）の附属物であるから、支線や支柱の使用料は本柱の使用料に含まれているというものである。下関市行政財産使用料条例では、電柱及び地下埋設物等を設置するために行政財産を使用する場合の使用料の額は、下関市道路占用料徴収条例の例による旨が規定されている。市道を占有する場合は、下関市道路占用料徴収条例により、支線や支柱は「その他柱類」として本柱とは別に使用料を徴収することとしており、同条例の「例による」とすれば、下関市行政財産使用料条例においても支線や支柱の使用料は無料になり得ない。支線や支柱が例による物件に含まれず、本柱の附属物であるとするれば、単独の物件として使用料を徴収する下関市道路占用料徴収条例と取扱いが異なることの合理的な理由が不明である。

疑義のある解釈の二つ目は、下関市道路占用料徴収条例の例によるとされているのは「使用料の額」であるが、使用料を減免する際の取扱いも例によるとしていることである。その解釈から、道路占用料の減免基準である「下関市道路占用料減免基準」を行政財産使用料に対しても適用し、同基準に支線や支柱が「道路占用料を徴収しない物件」という表現で掲げられていることから、行政財産に支線や支柱を設置した場合の使用料は「当初から無料」と誤解して、減免の手続を行っていないものと思料する。

このような疑義のある解釈に至る原因は、各課所室が前例を踏襲する事務処理を行うこと等によって、使用料を徴収しない根拠を正確に把握していないことに加え、支線や支柱を行政財産に設置した場合に、当該支線や支柱が下関市道路占用料徴収条例の例により使用料を徴収する物件（電柱及び地下埋設物等）に含まれるかどうかについて、下関市行政財産使用料条例の規定が不明確なことにある。

下関市行政財産使用料条例の改正を含め、同様の事例が生じない方策を検討されたい。

(改善措置状況)

令和4年3月2日付け甲決裁により、同日付け下管第223号を各課所室長宛て通知したところであり、次の4点を周知した。

①電柱及び地下埋設物等の範囲

支線等は、下関市行政財産使用料条例別表2 来庁者駐車場以外の表土地の項第2号別表2の(2)(以下「別表2の(2)」という。)の「電柱及び地下埋設物等」に該当すること。

②使用許可申請及び使用料の取扱い

支線等は、行政財産使用許可の申請対象であること、及びその使用料は、例によることとなる下関市道路占用料徴収条例別表の「その他柱類(街灯を含む。)」に該当すること。また、支線等の長さ、使用期間等の端数処理は、同条例第3条及び別表(備考を含む。)の例によること。

③減免の取扱い

道路は行政財産の一種であり、道路と道路以外の行政財産に使用料の差が生じることは適当でないと考えられることから、使用料の減免においても、下関市道路占用規則に基づく下関市道路占用料減免基準と同様の率として取り扱い、「別表2の(2)により使用料を算出した物件が、下関市道路占用規則第7条及び下関市道路占用料減免基準に該当するとき」については、下関市行政財産使用料条例第4条第5号の「その他市長が必要と認めるとき」とし、支線等の使用料について減免ができること。

④適用年月日

①から③までの措置は、令和4年4月1日以降の行政財産の使用許可について適用すること。

当該通知以降、資産経営課において、使用料減免の合議の際に、所管課の事務処理が当該通知に基づき適正に行われていることを確認している。

以上